

JAにしようわは

お子様の羽ばたく未来を応援します。

子育て応援定期積金

絆

[きずな]

最大
適用金利

年0.5%

(税引後0.398%)

子育て応援定期積金
特別金利

年0.25%

(税引後0.199%)

プラス

以下の項目に該当すると適用金利に
それぞれ+0.05%上乘せ

- ①愛情を込めて子育てをされている方
- ②22歳未満のお子様を3人以上扶養している方(世帯含む)
- ③当JAで児童手当(子供手当)をご指定の方(世帯含む)
- ④当JAで給与振込(50,000円以上)をご指定の方(ご本人様のみ)
- ⑤五大公共料金(電気・電話・NHK・ガス・水道)の内、
当JAで3項目以上の引落しに該当する方(世帯含む)
- ⑥当JAでローンを利用されている方(世帯含む)
- ⑦当JAでJAカードをご契約されている方(ご本人様のみ)
- ⑧当JAでこども共済をご契約されている方(世帯含む)
- ⑨当JAで自動車共済をご契約および予約されている方(ご本人様のみ)

[条件]

●対象/個人の方(組合員または組合にご加入頂ける方のみ)

①22歳未満のお子様を扶養している方

②妊娠中の方またはその配偶者

●期間/36カ月以上120カ月以内

●契約金額/50万円以上300万円以内

※契約者1人につき合計掛込総額300万円を限度として複数契約が可能です。

※組合員加入には出資が必要となります。詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

※各項目の該当については、通帳、母子手帳、健康保険証、児童手当関係書類等により、お子様の年齢、人数等を確認させていただきます。

また、項目⑨の予約については、損証券の写しを頂き1年以内に当JAにてご契約して頂く方に限ります。

[取扱期間] 平成30年4月2日(月)~平成31年3月29日(金)

詳しくはお近くのJAにしようわ各支店までお問い合わせください。

■金融部

☎24-1118

■日土出張所

☎26-1111

■八幡浜支店

☎24-2222

■三瓶支店

☎33-1211

■矢野崎出張所

☎22-2130

■保内支店

☎36-0111

■神山出張所

☎22-3522

■伊方支店

☎38-0311

■真穴事業所

☎28-0211

■瀬戸出張所

☎53-0211

■川上事業所

☎27-0311

■三崎出張所

☎54-1122



西宇和農業協同組合





子育て応援 定期積金

絆

[きずな]

[取扱期間] 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

■商品名

- ・子育て応援定期積金 「絆」

■ご利用いただける方

- ・個人の方（組合員または組合にご加入頂ける方のみ）
- ①22歳未満のお子様を扶養している方
- ②妊娠中の方またはその配偶者

■期間

- ・3年以上10年以内

■払込方法

- (1) 払込方法
 - ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。
 - ・払込周期は毎月とします。
 - ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
 - (2) 払込金額
 - ・1回あたり5,000円以上
 - (3) 払込単位
 - ・1円単位
 - (4) 契約金額
 - ・50万円以上300万円以内
- ※契約者1人につき合計掛込総額300万円を限度として複数契約が可能です。

■払戻方法

- ・約定の回数の掛金の払込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。

■給付補てん金

- (1) 適用利回り
 - ・年0.25%（税引後0.199%）を約定利回りとして満期日まで適用します。さらに、以下の項目に該当すると上記利回り（約定利回り）に、それぞれ年0.05%（税引後0.039%）を上乗せした利回り（約定利回り）を適用いたします。
 - ※該当項目の上限を5項目とし、最大で年0.5%（税引後0.398%）
 - ①愛情を込めて子育てをされている方
 - ②22歳未満のお子様を3人以上扶養している方（世帯含む）
 - ③当JAで児童手当（子供手当）をご指定の方（世帯含む）
 - ④当JAで給与振込（50,000円以上）をご指定の方（ご本人様のみ）
 - ⑤五大公共料金（電気、電話、NHK、ガス、水道）の内、当JAで3項目以上の引落としに該当する方（世帯含む）
 - ⑥当JAでローンを利用されている方（世帯含む）
 - ⑦当JAでJAカードをご契約されている方（ご本人様のみ）
 - ⑧当JAでこども共済をご契約されている方（世帯含む）
 - ⑨当JAで自動車共済をご契約および予約されている方（ご本人様のみ）
 - ※各項目の該当については、通帳、母子手帳、健康保険証、児童手当関係書類等により、お子様の年齢、人数等を確認させていただきます。
 - また、項目⑨の予約については、損保証券の写しを頂き1年以内に当JAにてご契約して頂く方に限ります。
- (2) 支払頻度
 - ・満期日以後に一括して支払います。
- (3) 計算方法
 - ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
- (4) 税金
 - ・20.315%※（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
 - ※平成49年12月31日までの適用となります。
- (5) 金利情報の入手方法
 - ・窓口でお問い合わせください。

■手数料

- ・不要です。

■付加できる特約条件

- ・総合口座の担保に組入れられます。
- （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）

■中途解約時の取扱い

- ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。

■貯金保険制度（公的制度）

- ・保護対象
当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

■苦情処理措置および紛争解決措置の内容

- ・苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または当組合本店金融部業務課（電話：0894-24-1118）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。
- ・紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記組合担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。
愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

■その他参考となる事項

- (1) 募集金額
 - ・JAにしよう合計 2億5千万円
- (2) 取扱期間
 - ・平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
- (3) その他
 - ・払込が遅滞した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または、契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅滞利息をいただきます。
 - ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。
 - ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
 - ・本商品は金利情勢等により金利および取扱内容を変更する場合がございます。

平成30年4月2日現在

詳しくは窓口にお問い合わせください。

店舗名

TEL

担当者